

令和7年

第8回選挙管理委員会臨時会

日 時	令和7年7月20日（日） 午前10時から
場 所	一関市役所 選挙管理委員会室（大会議室）
付議事件	議案第57号 投票管理者の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第58号 投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第59号 投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第60号 投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第61号 期日前投票所の投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第62号 期日前投票所の投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第63号 選挙人名簿から抹消すべき者について

議案第 57 号

投票管理者の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 7 月 20 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高 橋 秀 典

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和7年7月7日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

記

投票管理者の選任の変更について

投票管理者の選任の変更について

第7回選挙管理委員会定例会において可決された「議案第48号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」について、別紙のとおり変更し、選任するものとする。

議案第 58 号

投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 7 月 20 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高 橋 秀 典

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和7年7月7日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

記

投票立会人の選任の変更について

投票立会人の選任の変更について

第7回選挙管理委員会定例会において可決された「議案第49号 投票立会人の選任について」について、別紙のとおり変更し、選任するものとする。

議案第 59 号

投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 7 月 20 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高 橋 秀 典

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和7年7月14日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

記

投票立会人の選任の変更について

投票立会人の選任の変更について

第7回選挙管理委員会定例会において可決された「議案第49号 投票立会人の選任について」について、別紙のとおり変更し、選任するものとする。

議案第 60 号

投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 7 月 20 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高 橋 秀 典

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和7年7月16日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

記

投票立会人の選任の変更について

投票立会人の選任の変更について

第7回選挙管理委員会定例会において可決された「議案第49号 投票立会人の選任について」について、別紙のとおり変更し、選任するものとする。

議案第 61 号

期日前投票所の投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 7 月 20 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高 橋 秀 典

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和7年7月9日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

記

期日前投票所の投票立会人の選任の変更について

期日前投票所の投票立会人の選任の変更について

第7回選挙管理委員会定例会において可決された「議案第53号 期日前投票所の投票立会人の選任について」について、別紙のとおり変更し、選任するものとする。

議案第 62 号

期日前投票所の投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 7 月 20 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高 橋 秀 典

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和7年7月16日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

記

期日前投票所の投票立会人の選任の変更について

期日前投票所の投票立会人の選任の変更について

第7回選挙管理委員会定例会において可決された「議案第53号 期日前投票所の投票立会人の選任について」について、別紙のとおり変更し、選任するものとする。

議案第63号

選挙人名簿から抹消すべき者について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、令和7年7月20日現在において別冊の者を選挙人名簿から抹消する。

令和7年7月20日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

選挙人名簿登録者数内訳

区 分		男	女	計
前回（令和 7 年 7 月 2 日 現在）の名簿登録者数 (A)		44,484	47,189	91,673
抹消者	死亡（7 月 20 日まで）	38	40	78
	転出後 7 月 20 日までに4箇月を経過した者 （令和 7 年 3 月 19 日までに転出した者）	80	106	186
	計 (B)	118	146	264
今回（令和 7 年 7 月 20 日 現在）の名簿登録者数 (A - B)		44,366	47,043	91,409